

# 駐車場利用規約

**COIN PARK**（以下「管理会社」という。）が管理運営する駐車場（ロック式時間貸及びゲート式無人駐車場（以下「当駐車場」という。）は下記の規定にしたがってご利用頂きます。

1. 駐車スペースの提供  
当駐車場は、短時間駐車するためのスペースを有償で提供することを目的とすものであり、車両をお預りするものではありません。

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
5.0m以下	1.9m以下	2.0m以下	15cm以上	2.5t以下

2. 免責  
管理会社は当駐車場内における車両又はその積載物の盗難、紛失又は毀損については一切責任をいたしません。管理会社は当駐車場の利用者もしくははその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両又はその付属物もしくは積載物に起因して被った損害、その他当駐車場内で発生した原因に起因して被った損害について責任をいたしません。

3. 駐車時間  
当駐車場は短時間の駐車を目的とする駐車場ですから、駐車時間は最長48時間までとします。継続して48時間を超えて駐車しないでください。但し、当駐車場に事前に承認をうけた場合、駐車場の他の駐車制限時間が掲出されている場合でも、この限りではありません。

4. 駐車することができる車両  
(1) 当駐車場内に駐車することができる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車することはできません。

- (2) 上記基準に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。
  - ①最低地上高が25cmを超える車両等、車両入庫認識装置が作動しない形状の車両。
  - ②オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両。
  - ③エアロパーツ装着車・マフラー交換等ロック板との接触により入出庫障害を起こすおそれがある車両。
  - ④無登録車、車検切れ等の一般道路を走行することが禁じられている車両。
  - ⑤自動車登録番号に覆いがされている車等、登録番号自動認識装置による読み取りが困難な車両。
  - ⑥自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
  - ⑦登録中の車等の車体の特定が困難な車両。
  - ⑧付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両。
  - ⑨大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で駐車場施設又は機器に損傷を発生させるおそれがある車両。
  - ⑩危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれがあるもの又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。

- (3) 上記規定の適用に際しては、車両の付属装着物又は積載物等を含めて判断するものとします。
- (4) 自動二輪車、原付自動車、足踏自転車、小型特殊自動車は、駐車することができません。但し、駐車場に、特に駐車することができるとの表示がされている場合は駐車することができます。

5. 駐車料金  
(1) 当駐車場の利用者は駐車場に掲出した料金額及び料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払い下さい。

- (2) 駐車時間はロック式駐車場の場合、センサーが感知した駐車スペースへの入庫から出庫までの時間、またゲート式駐車場の場合は、駐車場構内への入場時の発券から出場時の収券までの時間とします。

- (3) 駐車料金は、駐車場内に備付けの精算機、支払機にてお支払い下さい。
- (4) ロック板やゲートの状況にかかわらず、精算手順にしたがった精算行為を行って下さい。

6. 駐車方法  
当駐車場の利用者は駐車場内に掲出された方法にしたがい、示された駐車スペース内に駐車して下さい。駐車スペース以外の場所に駐車しないで下さい。駐車場が満車の場合等に駐車場で「入り待ち」をしないで下さい。

7. 不正駐車  
当駐車場の利用者が、駐車料金を支払わないで車両を駐車スペースから出庫し又は駐車場外へ移動した時、正規の駐車スペース以外の駐車又は、管理会社が不正と認めた場合その利用者には当駐車場に対し、駐車料金のほか反則金として金10万円のお支払いを頂きます。

8. 放置車両  
当駐車場は本規定に定める駐車制限時間を超えて駐車場内残置された車両を、車両の所有者、利用者等の同意を得ないで、他の場所へ移動し又は処分もしくは廃棄することができるとします。

- 当駐車場は、車両の移動、処分もしくはは廃棄の結果車両の所有者、利用者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。但し、車両を駐車した者が予め駐車場の管理会社に連絡し、制限時間内に車両を移動することできない理由を説明し、管理会社がその理由を正当と認めるときは、管理会社が認めた駐車時間内に限り上記規定を適用しないものとします。

9. 利用者の賠償責任  
当駐車場の利用者が本規定もしくはは駐車場内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは重大な過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより管理会社が被った損害（その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならぬ場合は、それにより喪失した営業利益を含む。）を賠償して頂きます。